

事務連絡
令和3年8月6日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

患者の疾病又は負傷が第三者行為によって生じたと認められる場合における
診療報酬明細書等の記載等について

健康保険等における保険給付の対象となる疾病、負傷又は死亡（以下「疾病等」という。）の保険事故については、その発生が、第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）によって生じたものである場合があるが、保険者は、第三者行為による疾病等について保険給付を行ったときは、健康保険法（大正11年法律第70号）第57条、船員保険法（昭和14年法律第73号）第45条、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第64条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第58条の規定により、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとされている。また、被保険者等は、第三者行為によって生じた傷病等について健康保険等の保険給付を受けた際には、保険者に対し、第三者行為による被害の届出を提出しなければならないこととされている。

上記に関し、保険医療機関等においては、「診療報酬請求明細書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）（別添）等により、患者の疾病等が、第三者行為によって生じたと認められる場合には、診療報酬明細書等の特記事項欄に「10. 第三」を記載することとされている。本記載は、各保険者において第三者行為が疑われる事案を把握する契機として非常に重要であることから、保険医療機関等においては、日々の診療活動の際、患者の疾病等が第三者行為によって生じたと認められる場合には、特記事項の記載漏れが生じないようにしていただく必要がある。

今般、医療保険事業の健全な運営を確保するため、各保険者において代位取得した損害賠償請求権を行使し、保険給付の適正な執行に取り組むことにつき、一層の取組強化を図るにあたり、上記内容について、貴管下の保険医療機関等に対し周知を図られたい。